

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成二十三年財務省令第二十号)の一部を次のように改正する。

(被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例)

第三条の五の三 法第十一条の三の三の規定により租税特別措置法第二十八条の二の二第一項の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第九条の十の規定の適用については、同条第一項第一号中「個人」とあるのは「個人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の三の三の個人」と、同条第二項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の三の三の個人」と、同条第二項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の三の三の個人」と、同条第二項中「掲げる者」とあるのは「要件」とあるのは「要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)第十三条の二の三に規定する要件」とする。

2 法第十一条の三の三の債務処理に関する計画が令第十三条の二の三に規定する要件に該当するかどうかの判定をする場合には、第六条第一項第一号中「令第十七条第一項」とあるのは「法第十一条の三の三」と、同項第二号中「法人(人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下この章において同じ。)、その役員(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十五号に規定する役員をいう。))及び株主等(同条第十四号に規定する株主等をいい、同号に規定する株主等となる見込まれる者を含む。))並びに」とあるのは「個人及び」と、「当該法人」とあるのは「当該個人」と、それぞれ読み替えるものとする。

(被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例)

第三条の五の三 法第十一条の三の三の規定により租税特別措置法第二十八条の二の二第一項の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第九条の十の規定の適用については、同条第一項第一号中「個人」とあるのは「個人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の三の三の個人」と、同条第二項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成二十三年財務省令第二十号)第三条の五の三第二項の規定により読み替えられた同令第六条の二第一項各号に掲げる者」と、「要件」とあるのは「要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)第十三条の二の三に規定する要件」とする。

2 法第十一条の三の三の債務処理に関する計画が令第十三条の二の三に規定する要件に該当するかどうかの判定をする場合には、第六条の二第一項第一号中「令第十七条第一項」とあるのは「法第十一条の三の三」と、同項第二号中「法人(人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下この章において同じ。))及び株主等(同条第十四号に規定する株主等をいい、同号に規定する株主等となる見込まれる者を含む。))並びに」とあるのは「個人及び」と、「当該法人」とあるのは「当該個人」と、それぞれ読み替えるものとする。

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等)

第三条の七 法第十一条の五第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により租税特別措置法第三十三条の規定が適用される場合における同条第六項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十四条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。

一・二 省略

2 法第十一条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により租税特別措置法第三十三条の規定が適用される場合における同条第六項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十四条第五項の規定にかかわらず、国土交通大臣の次に掲げる事項を証する書類(当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに同条の第二種市街地再開発事業を施行する者の名称及び所在地(当該土地等が当該第二種市街地再開発事業を施行する者に代わつて当該施行する者以外の者により買い取られた場合には、当該施行する者の名称及び所在地並びに当該買い取った者の名称及び所在地)の記載があるものに限る。)とする。

一・二 省略

3 8 省略

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第四条 省略

2 省略

3 法第十二条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第九項の規定により読み替えられた同法第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類は、法第十二条第一項に規定する買換資産に関する登記事項証明書その他当該買換資産の取得をした旨を証する書類とする。

4 省略

(被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例)

第四条の三 法第十二条の三の規定により租税特別措置法第四十条の三の二第一項の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則第十

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等)

第三条の七 法第十一条の五第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により租税特別措置法第三十三条の規定が適用される場合における同条第五項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十四条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。

一・二 同上

2 法第十一条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により租税特別措置法第三十三条の規定が適用される場合における同条第五項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十四条第五項の規定にかかわらず、国土交通大臣の次に掲げる事項を証する書類(当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに同条の第二種市街地再開発事業を施行する者の名称及び所在地(当該土地等が当該第二種市街地再開発事業を施行する者に代わつて当該施行する者以外の者により買い取られた場合には、当該施行する者の名称及び所在地並びに当該買い取った者の名称及び所在地)の記載があるものに限る。)とする。

一・二 同上

3 8 同上

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第四条 同上

2 同上

3 法第十二条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第九項の規定により読み替えられた同法第三十三条第六項に規定する財務省令で定める書類は、法第十二条第一項に規定する買換資産に関する登記事項証明書その他当該買換資産の取得をした旨を証する書類とする。

4 同上

(被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例)

第四条の三 法第十二条の三の規定により租税特別措置法第四十条の三の二第一項の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則第十

八条の十九の二の規定の適用については、同条第二項第二号中「内国法人」とあるのは「内国法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の三の内国法人」と、同条第三項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第六条第一項各号に掲げる者」と、「規定する要件」とあるのは「規定する要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条の三に規定する要件」とする。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例）

**第五条** 令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十四項に規定する財務省令で定める書類は、市町村長又は特別区の区長の従前家屋等（法第十三条第一項に規定する従前家屋及び同条第二項に規定する従前増改築等家屋をいう。以下この項において同じ。）に係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）、従前家屋等の登記事項証明書、当該被害を受けた者の住民票の写し（当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）その他の書類で従前家屋等が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類とする。

## 2 省 略

**3** 新規住宅借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十項の規定の適用については、同項中「同条第一項の規定の適用を受けた個人」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人」と、「による控除」とあるのは「の適用」と、「当該控除」とあるのは「その適用」と、「書類を」とあるのは「書類及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条第一項に規定する書類を」と、「同条第

八条の十九の二の規定の適用については、同条第二項第二号中「内国法人」とあるのは「内国法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の三の内国法人」と、同条第三項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第六条の二第一項第一号に掲げる者」と、「規定する要件」とあるのは「規定する要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条の三に規定する要件」とする。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例）

**第五条** 令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十一項に規定する財務省令で定める書類は、市町村長又は特別区の区長の従前家屋等（法第十三条第一項に規定する従前家屋及び同条第二項に規定する従前増改築等家屋をいう。以下この項において同じ。）に係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）、従前家屋等の登記事項証明書、当該被害を受けた者の住民票の写し（当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。）その他の書類で従前家屋等が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類とする。

## 2 同 上

**3** 新規住宅借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十項の規定の適用については、同項中「同条第一項の規定の適用を受けた個人」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人」と、「による控除」とあるのは「の適用」と、「当該控除」とあるのは「その適用」と、「書類を」とあるのは「書類及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条第一項に規定する書類を」と、「同条

一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けている旨」と、「(同条第二十六項」とあるのは「(法第四十一条第二十六項」と、「書類の」とあるのは「書類及び同令第五条第一項に規定する書類の」とする。

4 第一項の規定は、令第十五条第三項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令第二十六条の四第二十三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十四項に規定する居住の用に供することができなくなつたことを証する書類として財務省令で定める書類について準用する。

## 5 省 略

6 新規増改築等借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の二の第十二項の規定の適用については、同項中「同条第一項の」とあるのは「法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項の規定により法第四十一条第一項の」と、「第八項各号に定める」とあるのは「第十八条の二十三の二の二第二十一項各号に掲げる」とあるのは「同条第一項の規定の適用を受けた個人」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人」と、「による控除」とあるのは「の適用」と、「当該控除」とあるのは「その適用」と、「第八項各号に定める書類を」とあるのは「第十八条の二十三の二の二第二十一項各号に掲げる書類及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条第四項において準用する同条第一項に規定する書類を」と、「と」とする」とあるのは「震災特例法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けている旨」と、「同条第二十六項」とあるのは「(法第四十一条第二十六項」と、「第八項各号に定める書類の」とあるのは「第十八条の二十三の二の二第二十一項各号に掲げる書類及び同令第五条第四項において準用する同条第一項に規定する書類の」とする」とする。

第一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けている旨」と、「(同条第二十三項」とあるのは「(法第四十一条第二十三項」と、「書類の」とあるのは「書類及び同令第五条第一項に規定する書類の」とする。

4 第一項の規定は、令第十五条第三項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令第二十六条の四第二十三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十一項に規定する居住の用に供することができなくなつたことを証する書類として財務省令で定める書類について準用する。

## 5 同 上

6 新規増改築等借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の二の第十二項の規定の適用については、同項中「同条第一項の」とあるのは「法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項の規定により法第四十一条第一項の」と、「第九項各号に定める」とあるのは「第十八条の二十三の二第二十一項各号に掲げる」とあるのは「同条第一項の規定の適用を受けた個人」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人」と、「による控除」とあるのは「の適用」と、「当該控除」とあるのは「その適用」と、「第九項各号に定める書類を」とあるのは「第十八条の二十三の二第二十一項各号に掲げる書類及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条第四項において準用する同条第一項に規定する書類を」と、「と」とする」とあるのは「震災特例法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けている旨」と、「同条第二十三項」とあるのは「(法第四十一条第二十三項」と、「第九項各号に定める書類の」とあるのは「第十八条の二十三の二第二十一項各号に掲げる書類及び同令第五条第四項において準用する同条第一項に規定する書類の」とする」とする。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)  
第五条の二 令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えて適用さ

れる租税特別措置法第四十一条第三十四項に規定する財務省令で定める  
事実は次に掲げる事実とし、同項に規定する財務省令で定める書類は市  
町村長又は特別区の区長の第一号に規定する従前住宅に係る東日本大震  
災による被害の状況その他の事項を証する書類(その写しを含む。)、  
当該従前住宅の登記事項証明書、当該被害を受けた者の住民票の写し(当  
該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするもの  
に限る。)その他の書類で次に掲げる事実を明らかにする書類とする。  
一 法第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によって  
被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったこと  
(同項に規定する居住年が令和七年である場合には、当該従前住宅が  
、東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供するこ  
とができなくなったこと及び同条第五項に規定する警戒区域設定指示  
等の対象区域内に所在していたものであること。)

## 二 省 略

### 2 省 略

### 3 法第十三条の二第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又

はその翌年以後八年内(同日の属する年が令和四年から令和七年までの  
各年であり、かつ、その居住に係る同項に規定する住宅の取得等が同項  
に規定する居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新  
築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は  
同条第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受け  
る場合には、同項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその  
翌年以後十一年内)のいずれかの年分の所得税につき法第十三条の二第  
一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を  
受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が、その適用を受け  
た年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項又は同条第三項の規定  
により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合に  
おける租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十項の規定の適用に  
ついては、同項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年まで  
の各年」と、「場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年で  
あり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)  
第五条の二 令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えて適用さ

れる租税特別措置法第四十一条第三十一項に規定する財務省令で定める  
事実は次に掲げる事実とし、同項に規定する財務省令で定める書類は市  
町村長又は特別区の区長の第一号に規定する従前住宅に係る東日本大震  
災による被害の状況その他の事項を証する書類(その写しを含む。)、  
当該従前住宅の登記事項証明書、当該被害を受けた者の住民票の写し(当  
該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするもの  
に限る。)その他の書類で次に掲げる事実を明らかにする書類とする。  
一 法第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によって  
被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったこと。

## 二 同 上

### 2 同 上

### 3 法第十三条の二第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又

はその翌年以後八年内(同条第三項の規定により租税特別措置法第四十  
一条の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する居住の用に供した  
日の属する年分又はその翌年以後十一年内)のいずれかの年分の所得税  
につき法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第  
四十一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被  
災者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同  
項又は同条第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用  
を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十  
一第十一項の規定の適用については、同項中「同条第十三項又は第十六  
項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税  
関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」と  
いう。)(第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、「同条  
第一項の規定の適用を受けた」とあるのは「震災特例法第十三条の二第  
一項又は第三項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けた」と、  
「同項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項又は第三項の規定

第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは「場合」と、「同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、「同条第一項の規定の適用を受けた」とあるのは「震災特例法第十三条の二第二項又は第三項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けた」と、「同項の」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項又は第三項の規定により法第四十一条第一項の」とあるのは「書類の添付及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条の二第一項に規定する書類の添付（同条第四項の規定の適用がある場合には、同項の記載）をして」と、「同条第一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条の二第二項又は第三項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けている旨」と、「を記載する」とあるのは「書類の添付及び同令第五条の二第一項に規定する書類の添付」とする。

4 前項に規定する住宅被災者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき、当該翌年以後の各々が法第十三条の二第一項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の再取得等（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。）に係る法第十三条の二第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。）に規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合又は当該翌年以後の各々が法第十三条の二第三項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の特別特定再取得等（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。）に係る法第十三条の二第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等につき同項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合には、当該適用を受けようとする年分の所得税に係る確定申告書に前項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第十八条の二第十一項の規定による記載をすることにより第二項の規定による書類の添付に代えることができる。

5 法第十三条の二第二項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十

により法第四十一条第一項」と、「書類を添付して」とあるのは「書類の添付及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条の二第一項に規定する書類の添付（同条第四項の規定の適用がある場合には、同項の記載）をして」と、「同条第一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条の二第二項又は第三項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けている旨」と、「を記載する」とあるのは「書類の添付」とする。

4 前項に規定する住宅被災者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき、当該翌年以後の各々が法第十三条の二第一項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の再取得等（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。）に係る法第十三条の二第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。）に規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合又は当該翌年以後の各々が法第十三条の二第三項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の特別特定再取得等（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。）に係る法第十三条の二第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等につき同項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合には、当該適用を受けようとする年分の所得税に係る確定申告書に前項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第十八条の二第十一項の規定による記載をすることにより第二項の規定による書類の添付に代えることができる。

5 法第十三条の二第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定

一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の規定の適用については、同条第三項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」とする。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第六条の八 法第十八条の九第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用される場合における同法第六十四条第五項（同法第六十四条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の二第四項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。

一・二 省 略

2 法第十八条の九第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用される場合における同法第六十四条第五項（同法第六十四条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の二第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣

の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の規定の適用については、同条第三項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあり、及び同条第六項中「法第四十一条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」とする。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第六条の八 法第十八条の九第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用される場合における同法第六十四条第四項（同法第六十四条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の二第四項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。

一・二 同 上

2 法第十八条の九第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用される場合における同法第六十四条第四項（同法第六十四条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の二第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣

の次に掲げる事項を証する書類（当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに同号の第二種市街地再開発事業を施行する者の名称及び所在地（当該土地等が当該第二種市街地再開発事業を施行する者に代わって当該施行する者以外の者により買収取られた場合には、当該施行する者の名称及び所在地並びに当該買収取られた者の名称及び所在地）の記載があるものに限る。）とする。

3 〽 8 省 略

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第十四条の二 省 略

2・3 省 略

4 | 令第二十九条の二第四項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同項各号に掲げる要件の全てに該当することについて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により証明又は確認を受けなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法（当該住宅用家屋が耐震基準（法第三十八条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。ロにおいて同じ。）のうち、昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであることについて証明又は確認を受ける場合には、イに掲げる方法）

イ 次に掲げる方法のうちいずれかの方法（当該住宅用家屋が令第二十九条の二第二項各号のいずれかに該当すること又は昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであることが登記事項証明書に記載された事項によって明らかでない場合には、当該住宅用家屋が同項各号のいずれかに該当すること又は同日以後に建築されたものであることを明らかにする書類を提出することを含む。）

(1)・(2) 省 略

の次に掲げる事項を証する書類（当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに同号の第二種市街地再開発事業を施行する者の名称及び所在地（当該土地等が当該第二種市街地再開発事業を施行する者に代わって当該施行する者以外の者により買収取られた場合には、当該施行する者の名称及び所在地並びに当該買収取られた者の名称及び所在地）の記載があるものに限る。）とする。

3 〽 8 同 上

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第十四条の二 同 上

2・3 同 上

4 | 令第二十九条の二第三項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記録された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

5 | 同 上

一 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法（当該住宅用家屋が経過年数基準（法第三十八条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。イにおいて同じ。）に適合することについて証明又は確認を受ける場合には、イに掲げる方法）

イ 次に掲げる方法のうちいずれかの方法（当該住宅用家屋が令第二十九条の二第二項各号のいずれかに該当すること又は経過年数基準に適合することが登記事項証明書に記載された事項によって明らかでない場合には、当該住宅用家屋が同項各号のいずれかに該当すること又は当該経過年数基準に適合することを明らかにする書類を提出することを含む。）

(1)・(2) 同 上



ロ 当該住宅用家屋が耐震基準（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に限る。第九項において同じ。）に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを贈与税の申告書に添付する方法

二 災害（法第三十八条の二第十項第一号に規定する災害をいう。次項第二号、第六項及び第十一項において同じ。）に起因するやむを得ない事情により同条第二項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この条において「住宅取得等資金」という。）を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅用家屋の取得ができなかった場合 当該住宅用家屋の取得をしたときは、遅滞なく、前号に定める方法に準じて、当該住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に対し、当該住宅用家屋が令第二十九条の二第四項各号に掲げる要件の全てに該当することを明らかにすることを約する書類を贈与税の申告書に添付する方法

5| 令第二十九条の二第五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた工事は、次の各号に掲げる場合に同じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされた工事とする。

一 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、被災受贈者（法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下この条において同じ。）の居住の用に供している家屋（次号及び第十一項第三号において「増改築対象家屋」という。）の法第三十八条の二第二項第四号に規定する増改築等（次号、次項第三号及び第十一項第三号において「増改築等」という。）をした場合 次に掲げる工事の区分に応じ次に定める書類

イ 省 略

二 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に達する状態にある場合又は災害に起因するやむを得ない事情により同日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかった場合 当該増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なく前号イからチまでに掲げる工事の区分に応じ同号イからチまでに定める書類を住宅取得等資金を贈与

ロ 当該住宅用家屋が耐震基準（法第三十八条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。第十項において同じ。）に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを贈与税の申告書に添付する方法

6| 二 災害（法第三十八条の二第十項第一号に規定する災害をいう。次項第二号、第七項及び第十二項において同じ。）に起因するやむを得ない事情により同条第二項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この条において「住宅取得等資金」という。）を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅用家屋の取得ができなかった場合 当該住宅用家屋の取得をしたときは、遅滞なく、前号に定める方法に準じて、当該住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に対し、当該住宅用家屋が令第二十九条の二第四項各号に掲げる要件の全てに該当することを明らかにすることを約する書類を贈与税の申告書に添付する方法

同 上

一 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、被災受贈者（法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下この条において同じ。）の居住の用に供している家屋（次号及び第十二項第三号において「増改築対象家屋」という。）の法第三十八条の二第二項第四号に規定する増改築等（次号、次項第三号及び第十二項第三号において「増改築等」という。）をした場合 次に掲げる工事の区分に応じ次に定める書類

イ 同 上

二 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に達する状態にある場合又は災害に起因するやむを得ない事情により同日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかった場合 増改築等をした増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なく前号イからチまでに掲げる工事の区分に応じ同号イからチまでに定める書類を住宅取得等

により取得した日の属する年分（次項第三号ロ及び第十一項第三号において「増改築適用年分」という。）の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

6| 省 略  
7| 省 略

8| 法第三十八条の二第九項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。次項及び第十一項第二号ハ(1)(ii)において同じ。）を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

9| 省 略

10| 令第二十九条の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同条第二項各号のいずれかに該当することについて、第四項第一号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならない。

11| 法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする者が同条第十四項の規定により贈与税の申告書に添付する書類は、次の各号に掲げる住宅取得等資金の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第三十八条の二第二項第五号イに掲げる同項第二号に規定する住宅用家屋（以下この号において「住宅用家屋」という。）の新築又は取得の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第一号に規定する新築又は取得をし、当該住宅用家屋を被災受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分（以下この号及び次号において「適用年分」という。）の当該贈与をした者に係る贈与税の課税価格及び贈与税の額その他の贈与税の額の計算に関する明細書で当該住宅取得等資金の贈与をした者ごとに次に掲げる事項の記載があるもの

(i) 省 略

(ii) 省 略

(iii) 省 略

(iv) 当該住宅取得等資金に係る法第三十八条の二第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額

資金を贈与により取得した日の属する年分（次項第三号ロ及び第十二項第三号において「増改築適用年分」という。）の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

7| 同 上  
8| 同 上

9| 法第三十八条の二第九項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。次項及び第十二項第二号ハ(1)(ii)において同じ。）を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

10| 同 上

11| 令第二十九条の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同条第二項各号のいずれかに該当することについて、第五項第一号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならない。

12| 同 上

一 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(i) 同 上

(ii) 同 上

(iv) 当該住宅取得等資金に係る法第三十八条の二第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額又は同項第七号に規定する特別

(v) 省 略

(2) (4) 省 略

(5) 当該住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の法第三十八条の二第一項第一号に規定する取得をする場合には、当該土地等を含む。(6)において同じ。）に関する登記事項証明書（当該住宅用家屋が令第二十九条の二第二項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することを明らかにする書類）

(6) 当該住宅用家屋の新築の工事又は取得に係る契約書の写しその他の書類で当該住宅用家屋を令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかにするもの

ロ 省 略

ハ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、住宅用家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該家屋の新築の工事の契約書の写しその他の書類で当該家屋が住宅用家屋に該当することを明らかにするもの

住宅資金非課税限度額

(v) 同 上

(2) (4) 同 上

(5) 当該新築又は取得をした住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の法第三十八条の二第一項第一号に規定する取得をする場合には、当該土地等を含む。(6)において同じ。）に関する登記事項証明書（当該住宅用家屋が令第二十九条の二第二項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することを明らかにする書類）

(6) 当該住宅用家屋の新築又は取得に係る契約書その他の書類で当該住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i) 当該住宅用家屋が法第三十八条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該新築又は取得をした住宅用家屋を令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該住宅用家屋の新築又は取得に係る契約の締結をした年月日

(ii) 当該住宅用家屋が法第三十八条の二第二項第七号に規定する住宅用の家屋である場合 (i)に定める事項、当該住宅用家屋の新築又は取得に係る対価の額又は費用の額並びにこれらの額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

ロ 同 上

ハ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該家屋の新築の工事の請負契約書その他の書類で当該家屋が住宅用家屋に該当することを明らかにするもの又はその写し

(3)・(4) 省略

二 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに住宅用家屋の法第三十八条の第二項第一号に規定する新築又は取得をした場合において、当該住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったとき 次に掲げる書類

(1) 省略

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

ホ 省略

二 法第三十八条の第二項第五号に掲げる同項第三号に規定する既存住宅用家屋（以下この号において「既存住宅用家屋」という。）の取得の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、既存住宅用家屋の法第三十八条の第二項第二号に規定する取得をし、当該既存住宅用家屋を被災受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 省略

(2) 当該既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。）に関する登記事項証明書

(3) 当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書の写しその他の書類で当該既存住宅用家屋を令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかにするもの

(3)・(4) 同上

(1) 同上

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該新築又は取得をした住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

ホ 同上

二 同上

イ 同上

(1) 同上

(2) 当該取得をした既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。）に関する登記事項証明書

(3) 当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書その他の書類で当該既存住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i) 当該既存住宅用家屋が法第三十八条の第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該取得をした既存住宅用家屋を令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該既存住宅用家屋の取得に係る契約の締結をし

ロ 省 略

ハ 当該既存住宅用家屋が法第三十八条の第二項第九項の規定により同条第二項第三号に規定する既存住宅用家屋とみなされたものである場合 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) イに掲げる場合 次に掲げる書類

(i) 省 略

(ii) 当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）別記第五号様式に規定する認定申請書又は第八項に規定する書類の写しで同項の申請をしたことを証するもの

(iii) 当該既存住宅用家屋に係る第九項に規定する書類で同項の証明がされたことを証するもの

(2) 省 略

ニ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の法第三十八条の第二項第二号に規定する取得をした場合において、当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったとき 次に掲げる書類

(1)・(2) 省 略

(3) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

ホ 省 略

三 増改築等の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十

た年月日

(ii) 当該既存住宅用家屋が法第三十八条の第二項第七号に規定する住宅用の家屋である場合 (i)に定める事項、当該既存住宅用家屋の取得に係る対価の額並びに当該対価の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

ロ 同 上

ハ 同 上

(1) 同 上

(i) 同 上

(ii) 当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）別記第五号様式に規定する認定申請書又は第九項に規定する書類の写しで同項の申請をしたことを証するもの

(iii) 当該既存住宅用家屋に係る第十項に規定する書類で同項の証明がされたことを証するもの

(2) 同 上

ニ 同 上

(1)・(2) 同 上

(3) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該取得をした既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

ホ 同 上

三 同 上

イ 同 上

五日までに、増改築対象家屋の増改築等をし、当該増改築対象家屋を被災受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 省略

(2) 当該増改築対象家屋（当該住宅取得等資金により当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。）に関する登記事項証明書（当該増改築対象家屋が令第二十九条の二第六項第二号に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかにすることができないときは、当該登記事項証明書及び当該増改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）

(3) 当該増改築対象家屋の増改築等の工事の契約書の写しその他の書類で当該増改築等をした年月日並びに当該増改築等の工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの

(4) 当該増改築対象家屋の増改築等（当該増改築対象家屋の増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）の工事の契約書の写しその他の書類で当該増改築等が

令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づきされたものであることを明らかにするもの

(1) 同上

(2) 当該増改築等をした増改築対象家屋（当該住宅取得等資金により当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。）に関する登記事項証明書（当該増改築対象家屋が令第二十九条の二第六項第二号に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかにすることができないときは、当該登記事項証明書及び当該増改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）

(3) 当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該増改築対象家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i) 当該増改築対象家屋が法第三十八条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該増改築等（当該増改築対象家屋の増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）が令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づくものであること、当該増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日、当該増改築等に係る工事が完了した年月日（以下この号において「工事完了年月日」という。）並びに当該増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細（以下この号において「工事費用の額等」という。）

(ii) 当該増改築対象家屋が法第三十八条の二第二項第七号に規定する住宅用の家屋である場合 (i)に定める事項、当該増改築等に係る工事に要する費用の額並びに当該費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

ロ 省略

ハ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合 次に掲げる書類

(1) イ(1)及び(4)に掲げる書類

(2) 当該増改築対象家屋の増改築等の工事の契約書の写しその他の書類で当該工事により当該増改築対象家屋が令第二十九条の第二項第二号に掲げる要件を満たすこととなることを明らかにするもの

(3) 省略

(4) 当該増改築対象家屋の工事が完了したとき（当該増改築対象家屋を当該被災受贈者の居住の用に供した時が当該工事が完了した時後となる場合には、当該居住の用に供したとき）は遅滞なくイ(2)及び(3)に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

ニ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋の増改築等をした場合において、当該増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったとき 次に掲げる書類

(1) 省略

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

ホ 災害に起因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかった場合 次に掲げる書類

(1) イ(1)及び(4)に掲げる書類

ロ 同上

ハ 同上

(1) イ(1)及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものを除く。）に掲げる書類

(2) 当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該工事により当該増改築対象家屋が令第二十九条の第二項第二号に掲げる要件を満たすこととなることを明らかにするもの又はその写し

(3) 同上

(4) 当該増改築等をした増改築対象家屋の工事が完了したとき（当該増改築対象家屋を当該被災受贈者の居住の用に供した時が当該工事が完了した時後となる場合には、当該居住の用に供したとき）は遅滞なくイ(2)及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限り。）に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

ニ 同上

(1) 同上

(2) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該増改築等をした増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

ホ 同上

(1) イ(1)及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものを除く。）に掲げる書類

(2)・(3) 省略

(4) 当該増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なくイ(2)及び(3)に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該工事の完了予定日及び被災受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

12] 令第二十九条の第二十一項の規定により法第三十八条の第二十四項の規定を読み替えて適用する場合における第四項から第六項まで及び前項の規定の適用については、第四項中「法第三十八条の第二十四項に規定する申告書」とあるのは「令第二十九条の第二十一項の規定により読み替えて適用する法第三十八条の第二十四項に規定する申告書又は更正請求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、第五項及び第六項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、前項中「同条第十四項」とあるのは「令第二十九条の第二十一項の規定により読み替えて適用する法第三十八条の第二十四項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

13] 令第二十九条の第二十四項の規定により同項に規定する相続人が法第三十八条の第二十四項に規定する書類を提出する場合における第十一項の規定の適用については、同項第一号イ(2)中「生年月日及び」とあるのは「及び生年月日、」と、「もの」とあるのは「もの、当該被災受贈者が法第三十八条の第二項第一号ハに規定する新築等をした住宅用の家屋を居住の用に供していたことを証する書類並びに戸籍の謄本その他の書類で令第二十九条の第二十四項の規定の適用を受けようとする者が同項に規定する相続人に該当することを証するもの」とする。

(農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例)

第十四条の二の二 法第三十八条の二の二第一項の規定がある場合における租税特別措置法施行規則第二十三条の七及び第二十三条の八の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第十五項中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する

(2)・(3) 同上

(4) 当該増改築等をした増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なくイ(2)及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。）に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該工事の完了予定日及び被災受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

13] 令第二十九条の第二十一項の規定により法第三十八条の第二十四項の規定を読み替えて適用する場合における第五項から第七項まで及び前項の規定の適用については、第五項中「法第三十八条の第二十四項に規定する申告書」とあるのは「令第二十九条の第二十一項の規定により読み替えて適用する法第三十八条の第二十四項に規定する申告書又は更正請求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、第六項及び第七項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、前項中「同条第十四項」とあるのは「令第二十九条の第二十一項の規定により読み替えて適用する法第三十八条の第二十四項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

14] 令第二十九条の第二十四項の規定により同項に規定する相続人が法第三十八条の第二十四項に規定する書類を提出する場合における第十二項の規定の適用については、同項第一号イ(2)中「生年月日及び」とあるのは「及び生年月日、」と、「もの」とあるのは「もの、当該被災受贈者が法第三十八条の第二項第一号ハに規定する新築等をした住宅用の家屋を居住の用に供していたことを証する書類並びに戸籍の謄本その他の書類で令第二十九条の第二十四項の規定の適用を受けようとする者が同項に規定する相続人に該当することを証するもの」とする。

(農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例)

第十四条の二の二 同上

一 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第十五項中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する



法律第三十八條の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される法（以下この条において「読替え後の法」という。）と、同条第十六項中「法第七十條の四第八項」とあるのは「読替え後の法第七十條の四第八項」と、「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第七項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七條の二十」と、同条第十七項中「係る法」とあるのは「係る読替え後の法」と、「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第七項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七條の二十」と、同条第十八項第一号中「同条第八項」とあるのは「読替え後の法第七十條の四第八項」と、「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第七項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七條の二十」と、同条第十九項第三号中「同条第八項」とあるのは「読替え後の法第七十條の四第八項」とする。

二 租税特別措置法施行規則第二十三條の八第十項中「は「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八條の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される法（以下この条において「読替え後の法」という。）」と、同条第十一項中「法第七十條の六第十項」とあるのは「読替え後の法第七十條の六第十項」と、「読み替える」とあるのは「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第七項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七條の二十」と、同条第十二項中「は「法」とあるのは「は「読替え後の法」と、」とあるのは「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第七項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七條の二十」と、同条第十三項中「同条第十項」とあるのは「読替え後の法第七十條の六第十項」と、「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第七項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七條の二十」と、同条第十四項中「同条第十項」とあるのは「読替え後の法第七十條の六第十項」とする。

法律第三十八條の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される法（以下この条において「読替え後の法」という。）と、同条第十六項中「法第七十條の四第八項」とあるのは「読替え後の法第七十條の四第八項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九條」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七條の二十」と、同条第十七項中「係る法」とあるのは「係る読替え後の法」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九條」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七條の二十」と、同条第十八項第一号中「法第七十條の四第十一項」とあるのは「読替え後の法第七十條の四第十一項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九條」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七條の二十」と、同条第十九項第三号中「同条第八項」とあるのは「読替え後の法第七十條の四第八項」と、同条第二十一項中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」とする。

二 租税特別措置法施行規則第二十三條の八第十項中「は「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八條の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される法（以下この条において「読替え後の法」という。）」と、同条第十一項中「法第七十條の六第十項」とあるのは「読替え後の法第七十條の六第十項」と、「読み替える」とあるのは「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九條」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七條の二十」と、同条第十三項中「法第七十條の六第十項」とあるのは「読替え後の法第七十條の六第十項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第十項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九條」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七條の二十」とする。

(避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例)

第十四条の二の三 法第三十八条の二の三第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を受けようとする同条第一項に規定する受贈者が令第二十九条の二の三第三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十条の六第二十九項の申請書を提出する場合には、当該申請書に法第三十八条の二の三第一項の規定の適用に係る譲渡をした同項に規定する農地等が所在する市町村の長(当該農地等を令第二十九条の二の三第二項各号に掲げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあつては、市町村の長又は福島県知事)の書類で当該農地等が法第三十八条の二の三第一項に規定する特例対象区域内に所在すること及び当該農地等を同項に規定する特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの(当該譲渡に係る当該農地等の明細及び当該譲渡をした年月日を記載したものに限る。)を添付しなければならない。

254 省 略

(法人税法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年財務省令第五十六号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の

「」と、同条第十四項中「同条第十項」とあるのは「読み替え後の法第七十条の第六十項」と、同条第十六項中「第二十三条の七第二十一項第一号ハ」とあるのは「第二十三条の七第二十一項中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同項第一号ハ」とする。

(避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例)

第十四条の二の三 法第三十八条の二の三第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を受けようとする同条第一項に規定する受贈者が令第二十九条の二の三第三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十条の六第二十九項の申請書を提出する場合には、当該申請書に法第三十八条の二の三第一項の規定の適用に係る譲渡をした同項に規定する農地等が所在する市町村の長(当該農地等を令第二十九条の二の三第二項各号に掲げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあつては、市町村の長又は福島県知事)の書類で当該農地等が法第三十八条の二の三第一項に規定する特例対象区域内に所在すること及び当該農地等を同項に規定する特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの(当該譲渡に係る当該農地等の明細及び当該譲渡をした年月日を記載したものに限る。)を添付しなければならない。

254 同 上

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の

所得の特別控除の特例等

第六条の八 法第十八条の九第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用される場合における同法第六十四条第五項（同法第六十四条の第十三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の二第四項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。

一・二 省略

2 法第十八条の九第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用される場合における同法第六十四条第五項（同法第六十四条の第十三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の二第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣の次に掲げる事項を証する書類（当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに同号の第二種市街地再開発事業を施行する者の名称及び所在地（当該土地等が当該第二種市街地再開発事業を施行する者に代わって当該施行する者以外の者により買い取られた場合には、当該施行する者の名称及び所在地並びに当該買い取った者の名称及び所在地）の記載があるものに限る。）とする。

一・二 省略

3 8 省略

（連結法人が被災市街地復興土地画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等）

第九条の八 法第二十六条の九第一項（法第十八条の九第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十八条の七十又は第六十八条の七十一の規定が適用される場合における同法第六十八条の七十第四項（同法第六十八条の七十一第十四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の六十四第三項の規定にかかわらず、第六条の八第一項各号に掲げる書類とする。

2 法第二十六条の九第一項（法第十八条の九第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十八条の七十又は第六十八条

所得の特別控除の特例等

第六条の八 法第十八条の九第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用される場合における同法第六十四条第四項（同法第六十四条の第十三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の二第四項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。

一・二 同上

2 法第十八条の九第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用される場合における同法第六十四条第四項（同法第六十四条の第十三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の二第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣の次に掲げる事項を証する書類（当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに同号の第二種市街地再開発事業を施行する者の名称及び所在地（当該土地等が当該第二種市街地再開発事業を施行する者に代わって当該施行する者以外の者により買い取られた場合には、当該施行する者の名称及び所在地並びに当該買い取った者の名称及び所在地）の記載があるものに限る。）とする。

一・二 同上

3 8 同上

（連結法人が被災市街地復興土地画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等）

第九条の八 法第二十六条の九第一項（法第十八条の九第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十八条の七十又は第六十八条の七十一の規定が適用される場合における同法第六十八条の七十第三項（同法第六十八条の七十一第十四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の六十四第三項の規定にかかわらず、第六条の八第一項各号に掲げる書類とする。

2 法第二十六条の九第一項（法第十八条の九第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により租税特別措置法第六十八条の七十又は第六十八条

の七十一の規定が適用される場合における同法第六十八条の七十第四項（同法第六十八条の七十一第十四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の六十四第三項の規定にかかわらず、国土交通大臣の第六條の八第二項各号に掲げる事項を証する同項に規定する書類とする。

3  
3  
6 省 略

## 附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四條の二の二の改正規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日から施行する。

の七十一の規定が適用される場合における同法第六十八条の七十第三項（同法第六十八条の七十一第十四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の六十四第三項の規定にかかわらず、国土交通大臣の第六條の八第二項各号に掲げる事項を証する同項に規定する書類とする。

3  
3  
6 同 上